

手話通訳・要約筆記の派遣の概要

派遣のご案内

福島県聴覚障害者情報支援センターでは手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。

○手話をコミュニケーション手段とする聴覚障害者の場合、医療・教育・その他の社会生活の様々な場面で手話通訳を必要としています。

○病気、交通事故等が原因で、人生の途中から聴力を失った人や、大勢の人の中では話されていることが言葉として聞き取れない人たち（難聴者）で、手話を主要コミュニケーション手段としていない方々が、家庭生活や社会生活上コミュニケーションに支障をきたすと考えられる場合に、要約筆記者を派遣します。

○団体や組織の中に聴覚障害者の方が所属しておられる場合や、企画された行事に聴覚障害者が参加される場合には、手話通訳者を準備する必要があります。聴覚障害者の社会参加を保護するために制度の利用にご理解いただき、手話通訳者の派遣が円滑に行えるようにご協力をお願いいたします。

手話通訳・要約筆記を依頼するには

聴覚障害者本人が手話通訳者・要約筆記者を依頼する場合

お住まいの市町村福祉課へお問い合わせ下さい。

主催者・団体・企業で手話通訳者・要約筆記者を依頼する場合

当センターで受付しています。

①＜申込み方法＞

○原則として1ヵ月前まで、遅くとも2週間までに下記（別紙）の「**派遣申請書**」に必要事項を記入の上、申し込んで下さい。

（それ以後の依頼も受付ますが、通訳者の調整が不可能な場合には、お断りすることがあります）

○申込みはFAX またはメールで受付けております。

②＜派遣の流れ＞

1. 依頼受理・打合せ

○依頼内容及び、通訳環境等を確認します。



2. 通訳者の調整・決定

日時・内容・場所などによって派遣する通訳者を調整。



決まった通訳者の名前を依頼者に連絡します。

当日待ち合わせや通訳環境（場所・照明・音響など）の打ち合わせをします。



通訳者の決定を依頼者に連絡。

通訳者に依頼者との打ち合わせ内容や事前資料等を提供。

③<派遣人数・費用>

担当者にお問い合わせ下さい。

派遣する人数は、通訳の内容・時間によりご相談させていただきます。

【お願い・注意事項】

①参加者への周知と確認

講演会・行事などでは、手話通訳・要約筆記を準備できる旨を広報して下さい。

事前申込み制の場合は、申込みの際、手話通訳・要約筆記の必要について確認して下さい。

②会場

会場に手話通訳者・要約筆記者の配置場所、聴覚障害者の座席の確保や表示をお願いすることがあります。

音響・照明など、手話通訳・要約筆記が円滑に行えるように相談させていただくことがあります。

③守秘義務

手話通訳者・要約筆記者には、守秘義務があり、意志疎通支援業務を通じて知り得た情報は他に漏らすことは堅く禁止されています。

④その他

◎手話通訳者は会議・研修会・講演会などの記録・ノートテイクなどは一切お受けできません。

◎要約筆記者はその場で記録したものは筆記者が持ち帰り、破棄させていただきます。

派遣できない内容

●政治団体の活動 ●宗教団体の活動 ●企業（営利）の活動 ●その他不適切と認めるもの

依頼・問い合わせ先

福島県聴覚障害者情報支援センター

TEL/FAX:024-522-0681 E-mail:fukushima-deaf@iris.ocn.ne.jp